

## 第2章 事業計画数値目標

### 1. 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定となります。

教育・保育提供区域の設定は、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」において「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

本市においては、今後の将来推計人口や地域特性、各地区の教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案し、市全域の1圏域を教育・保育提供区域として定め、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。

ただし、放課後児童健全育成事業・地域子育て支援拠点事業については、子どもや保護者の居宅に近い範囲での利用を考慮し、中学校区を教育・保育提供区域として設定します。

## 2. 数値目標一覧

### (1) 平日日中の教育・保育事業

#### 【事業概要】

保護者の代わりに就学前の子どもの保育・教育を担う施設として、以下の事業が位置づけられています。それぞれの事業の内容は、以下の表に示すとおりです。

#### 【事業の内容】

##### (教育・保育施設)

保育園：就労等、保護者の事情により保育を必要とする0～5歳児を対象に、家庭に代わって保育を行う施設

幼稚園：満3歳から小学校入学までの幼児の教育を行う施設

認定こども園：保育園・幼稚園の機能を併せもつ施設

##### (地域型保育事業)

小規模保育：比較的小規模（6～19人）できめ細かな保育を実施する施設

家庭的保育：少人数（5人以下）を対象に、家庭的保育者の居宅等できめ細かな保育を実施する施設

居宅訪問型保育：訪問先の居宅において1対1を基本として保育を提供する事業

事業所内保育：企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援のために設置する施設

#### 【量の見込み】

(単位:人/日)		平成				
		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	①<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)	66	65	63	61	60
1・2歳	②<3号認定>(認定こども園及び保育所+地域型保育)	637	626	616	603	586
0～2歳	①+②合計	703	691	679	664	646
3歳～	③<1号認定>(認定こども園及び幼稚園)	1,737	1,716	1,691	1,654	1,629
	④<2号認定>(幼稚園)	348	344	339	332	326
	③+④合計(⑥)	2,085	2,060	2,030	1,986	1,955
	⑤<2号認定>(認定こども園及び保育所)	1,227	1,213	1,194	1,170	1,150
3歳～	⑥+⑤合計	3,312	3,273	3,224	3,156	3,105

## 【確保方策】

(単位:人/日)		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
0歳	①<3号認定>(認定こども園 及び保育所+地域型保育)	72	72	72	72	72
1・2歳	②<3号認定>(認定こども園 及び保育所+地域型保育)	580	629	629	629	629
0～2歳	①+② 合計	652	701	701	701	701
3歳～	③<1号認定>(認定こども園 及び幼稚園)	1,714	1,718	1,723	1,730	1,736
	④<2号認定>(幼稚園)	348	344	339	332	326
	⑤<2号認定>(認定こども園 及び保育所)	1,563	1,587	1,587	1,587	1,587
3歳～	③+④+⑤ 合計	3,625	3,649	3,649	3,649	3,649

- 3号認定に該当する3歳未満児は、公立保育所の民営化や小規模保育所等の地域型保育事業の拡充により、平成28年度に待機児童が解消される見込みです。
- 1号認定(幼稚園を希望する2号認定含む)に該当する3歳以上児は、市内幼稚園及び広域利用分の提供体制を踏まえ、量の見込みを充足できる予定です。
- 2号認定に該当する保育の必要性がある3歳以上児は、市内の保育所の提供体制を踏まえ、量の見込みを充足できる予定です。

### 【保育所の活用について】

児童数の減少及び地域型保育事業(小規模保育等)へのニーズ増加により、特定教育・保育施設のうち、公立保育所の利用が減少する可能性があります。

子育て支援事業(子育て相談等)の実施やサポートが必要な児童の受入枠の増加など、今後は公立保育所の活用方法も併せて検討していきます。

## 各年度の定員(予定)

		平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園	1号認定(3歳以上)	2,062	2,062	2,062	2,062	2,062
保育園	2号認定(3歳以上)	1,563	1,587	1,587	1,587	1,587
	3号認定(3歳未満)	633	663	663	663	663

## 各年度の提供体制

		平成27年度					平成28年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望が高い	左記以外				学校教育利用希望が高い	左記以外		
量の見込み		1,737	1,575		0歳	66	1,716	1,557		0歳	65
			348	1,227	1,2歳	637		344	1,213	1,2歳	626
(他市町村の子ども)		尾張旭市 200	/		/		尾張旭市 200	/		/	
確保 方策	特定教育・保育施設	1,563					0歳				
	確認を受けない幼稚園	市内 1,862	/		/		市内 1,862	/		/	
		尾張旭市 50					尾張旭市 50				
	(他市町村の子ども)	尾張旭市 200	/		/		尾張旭市 200	/		/	
特定地域型保育事業	/						0歳				
		/		1,2歳	19	/		1,2歳	38		

		平成29年度					平成30年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望が高い	左記以外				学校教育利用希望が高い	左記以外		
量の見込み		1,691	1,533		0歳	63	1,654	1,502		0歳	61
			339	1,194	1,2歳	616		332	1,170	1,2歳	603
(他市町村の子ども)		尾張旭市 200	/		/		尾張旭市 200	/		/	
確保 方策	特定教育・保育施設	1,587					0歳				
	確認を受けない幼稚園	市内 1,862	/		/		市内 1,862	/		/	
		尾張旭市 50					尾張旭市 50				
	(他市町村の子ども)	尾張旭市 200	/		/		尾張旭市 200	/		/	
特定地域型保育事業	/						0歳				
		/		1,2歳	38	/		1,2歳	38		

		平成31年度				
		1号	2号		3号	
			学校教育利用希望が高い	左記以外		
量の見込み		1,629	1,476		0歳	60
			326	1,150	1,2歳	586
(他市町村の子ども)		尾張旭市 200				
確保 方策	特定教育・保育施設		1,587		0歳	72
					1,2歳	591
	確認を受けない幼稚園	市内 1,862 尾張旭市 50				
	(他市町村の子ども)	尾張旭市 200				
	特定地域型保育事業				0歳	0
				1,2歳	38	

## (2) 時間外保育事業

### 【事業概要】

保護者の方の就労状況にあわせて、通常の保育時間を延長して子どもを預かる事業です。

### 【量の見込み】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業	人／日	1,350	1,362	1,339	1,311	1,283

### 【確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
時間外保育事業	人／日	2,196	2,250	2,250	2,250	2,250

- 長時間・延長利用の量の見込みは、現状の保育園の提供体制で今後も確保できる予定です。

### (3) 放課後児童健全育成事業

#### 【事業概要】

保護者が昼間家庭にいない児童（小学生）が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごす事業です。

#### 【量の見込み】

放課後児童クラブ 人／日	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	児童 クラブ	放課後 学級	児童 クラブ	放課後 学級	児童 クラブ	放課後 学級	児童 クラブ	放課後 学級	児童 クラブ	放課後 学級
低学年 市全域	661	667	662	658	638	629	618	610	597	585
水無瀬	101	183	103	187	98	178	97	176	92	167
祖東	30		34		35		34		33	
南山	184	223	172	209	159	192	148	179	140	170
本山	34	33	37	37	38	37	35	35	32	31
幡山	96	57	95	56	90	53	91	54	94	56
品野	31	68	31	67	29	63	32	69	31	66
光陵	72	103	72	102	75	106	68	97	67	95
水野	113		118		114		113		108	
高学年 市全域	248	111	240	109	245	110	241	108	244	107
水無瀬	39	24	37	23	39	24	39	24	40	25
祖東	20		19		18		18		20	
南山	74	41	73	41	73	40	73	41	69	38
本山	21	4	19	4	19	4	16	3	18	4
幡山	29	10	29	10	29	10	29	10	29	10
品野	9	22	9	22	10	23	9	21	9	21
光陵	30	10	28	9	27	9	27	9	27	9
水野	26		26		30		30		32	
合計 市全域	909	778	902	767	883	739	859	718	841	692
水無瀬	140	207	140	210	137	202	136	200	132	192
祖東	50		53		53		52		53	
南山	258	264	245	250	232	232	221	220	209	208
本山	55	37	56	41	57	41	51	38	50	35
幡山	125	67	124	66	119	63	120	64	123	66
品野	40	90	40	89	39	86	41	90	40	87
光陵	102	113	100	111	102	115	95	106	94	104
水野	139		144		144		143		140	

## 【確保方策】

本市では放課後の子どもの居場所づくりとして、以下の2事業を実施していきます。

### （放課後児童クラブ）

地域によっては学童保育などと呼ばれています。保護者が仕事などで昼間に家庭にいない場合などに、指導員の下、子どもの生活の場を提供（19時まで利用可）するものです。サービスの利用にあたっては、一定の利用料が発生します。

### （放課後学級）

法人や地域の方々の協力を得て、放課後や長期休暇に小学校余裕教室で、学習、スポーツ、文化芸術活動などを体験する取組み（17時30分まで利用可）です。保護者が働いているかどうかにかかわらず、すべての小学生が利用できます。

放課後 児童クラブ 人/日	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	児童 クラブ	放課後 学級	児童 クラブ	放課後 学級	児童 クラブ	放課後 学級	児童 クラブ	放課後 学級	児童 クラブ	放課後 学級
市全域	954	781	994	821	1034	861	1074	901	1114	951
水無瀬	134	208	134	208	174	208	214	208	214	208
祖東	51		51		51		51		51	50
南山	299	264	299	264	299	264	299	264	299	264
本山	59	42	59	42	59	42	59	42	59	42
幡山	125	58	125	58	125	58	125	98	125	98
品野	44	96	44	96	44	96	44	96	44	96
光陵	105	113	105	113	105	113	105	113	145	113
水野	137		177	40	177	80	177	80	177	80

- 放課後児童クラブは、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例第9条第2項の面積を確保できるように設置します。
- 一部の中学校区において待機が発生する見込みですが、放課後児童クラブ及び放課後学級は、子育てに関するアンケート調査結果や学年進行表の状況を基に、ニーズの高い地域や児童数が増加する見込みのある地域に優先的に設置を検討します。（放課後学級は、小学校の余裕教室の状況をふまえ、順次全地域に設置する予定です。）
- 教育委員会において、余裕教室の確保を行い、福祉部局において運営業者の選定を行うなど、連携して放課後児童クラブと放課後学級の実施を目指します。
- 放課後児童クラブの指導員と放課後学級のコーディネーターが連携して、共通プログラムの内容検討を行います。

#### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

##### 【事業概要】

保護者の病気等の理由により、家庭で子どもを養育することが一時的に困難となった場合に限り、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

##### 【量の見込み】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ショートステイ	人／年	0	0	0	0	0

##### 【確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ショートステイ	人／年	0	0	0	0	0

- 子育てに関するアンケート調査結果により量の見込みはないため、過去の実績も考慮し確保方策は毎年「0」としますが、ショートステイ利用の必要がある場合は、随時対応することとします。

## (5) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業概要】

地域子育て支援拠点事業は、“子育て支援センター”とも呼ばれ、公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

### 【量の見込み】

地域子育て支援拠点事業 (中学校区)	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市全域	人/月	15,444	15,444	15,444	15,444	15,444
水無瀬	人/月	2,421	2,422	2,427	2,421	2,421
祖東	人/月	601	599	602	597	599
南山	人/月	4,392	4,404	4,396	4,390	4,402
本山	人/月	1,166	1,138	1,148	1,161	1,156
幡山	人/月	2,511	2,517	2,512	2,511	2,509
品野	人/月	1,316	1,315	1,314	1,318	1,317
光陵	人/月	1,042	1,043	1,045	1,046	1,042
水野	人/月	1,995	2,006	2,000	2,000	1,998

※アンケートで把握した量の見込みが実績を大きく下回るため、市としては地域子育て支援拠点事業の利用促進を積極的に図り、過去5年間の利用実績のうち最大数を利用目標数として仮定し、中学校区別の構成比を掛け合わせた数値を量の見込みとしました。

【確保方策】

地域子育て 支援拠点事業 (中学校区)	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
市全域	箇所	3	3	3	3	3
水無瀬(プレイルーム)	箇所	1	1	1	1	1
祖東	箇所					
南山(交通児童遊園)	箇所	1	1	1	1	1
本山(ファミリー交流館)	箇所	1	1	1	1	1
幡山	箇所					
品野	箇所					
光陵	箇所					
水野	箇所					

- 既存の施設におけるサービス実施を継続するとともに、支援拠点施設の無い地域においては育児サロン（祖母懐（祖東学区）・山口（幡山学区）・赤津（祖東学区））を実施することにより、地域での子育て支援の拡充を図ります。
- 子育て支援拠点事業以外に、子育て相談窓口の充実をめざし、内容・方法等を検討していきます。

## (6) 一時預かり

### 【事業概要】

幼稚園で行う一時預かりは“預かり保育”と呼ばれ、通常の教育時間の開始前・終了後、夏休み等に子どもを預かる事業です。

保育所の一時的預かりは、保護者の不規則の就労や冠婚葬祭等の私的利用により、一時的に子どもの保育が困難となった際に子どもを預かる事業です。

### 【量の見込み】

		(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園在園児 を対象とした 一時預かり	1号認定による利用	人/年	4,207	4,044	4,095	4,009	3,944
	2号認定による利用	人/年	11,287	11,693	11,524	11,524	11,357
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時的預かり)		人/年	2,299	2,264	2,489	2,173	2,124

### 【確保方策】

		(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
幼稚園在園児 を対象とした 一時預かり	1号認定による利用	人/年	4,207	4,044	4,095	4,009	3,944
	2号認定による利用	人/年	11,287	11,693	11,524	11,524	11,357
上記以外の不定期利用 (私的利用の一時的預かり)		人/年	2,299	2,264	2,489	2,173	2,124

- 量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

## (7) 病児・病後児保育

### 【事業概要】

病児保育は、普段保育所等に通っている子どもが病気にかかり、集団保育が困難となった場合に子どもを預かる事業です。病後児保育は、病気の回復期であるが通園が困難であり、親の就労等により家庭での保育が困難な子どもを預かる事業です。本市では以下の場所で病児・病後児保育を実施しています。

実施場所：おひさま（瀬戸市小金町42番地の5）

内 容：瀬戸市ファミリーサポートセンター会員が、病気等で集団保育が困難な児童を「おひさま」にてお預かりします。

対象児童：生後6か月から小学校3年生までの児童

利用日時：月曜日から金曜日まで（祝日・年末年始除く）  
午前8時30分から午後7時まで

利用料金：1,200円/時間（瀬戸市在住の方は、400円/時間の補助制度あり）

### 【量の見込み】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育	人/年	733	723	710	695	680

### 【確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
病児・病後児保育	人/年	1,458	1,470	1,476	1,464	1,470

- 確保方策は1日定員6名と年間開所日数を基に算出しました。
- 量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

## (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

### 【事業概要】

ファミリーサポートセンターは、子ども（乳幼児や小学生等）の預かり等を希望する会員と援助を希望する会員が、それぞれ相互援助活動（有償）を行う事業です。

#### 【会員について】

援助会員：市内在住の20歳以上の健康な方で、子育てのお手伝いをしたい方  
（資格や経験は問いません）

依頼会員：生後57日から小学校6年生までの子どもを養育している方（市内在勤・在学可）で、子育てのお手伝いをしてほしい方

※病児・病後児一時預かりの場合は、生後6か月から小学校3年生までの子どもに限ります。

両方会員：援助会員と依頼会員の両方を兼ねる方

### 【量の見込み】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファミリーサポートセンター	人/年	1,786	1,786	1,786	1,786	1,786

### 【確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
ファミリーサポートセンター	人/年	776	641	650	651	651
(上段:低学年、下段:高学年)		1,010	1,145	1,136	1,135	1,135

※確保方策は、小学生の利用数を基に検討しています。

- 量の見込みは、現在の提供体制で確保できる予定です。

## (9) 利用者支援事業

### 【事業概要】

子どもや保護者、妊娠中の方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようにするため、市役所を含めた身近な場所で情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を支援する事業です。

### 【量の見込みと確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	箇所	1	1	1	1	1
確保方策		1	1	1	1	1

- 市役所のこども家庭課窓口において、専任の職員が子育てに関する様々な相談を受けるとともに、必要に応じて関係機関と連携を図ります。

## (10) 妊婦に対する健康診査

### 【事業概要】

妊娠中の定期健康診査のほぼすべてとなる14回分の健康診査費用を助成し、妊婦の健康管理を行うとともに、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができるよう支援しています。(医療機関委託)

### 【量の見込みと確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人	917	902	877	855	835
確保方策		917	902	877	855	835

- すべての妊婦に対して、受診勧奨と指導を実施していきます。

## (11) 乳児家庭全戸訪問事業

### 【事業概要】

生後間もない赤ちゃんのいるすべての家庭を対象に、看護師・保健師・民生委員児童委員又は主任児童委員が訪問し、身長・体重の計測や育児相談、保健指導等を行います。

### 【量の見込みと確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人	917	902	877	855	835
確保方策		917	902	877	855	835

- すべての家庭について訪問を実施していきます。

## (12) 養育支援訪問事業

### 【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業や妊婦相談等により把握した養育支援が特に必要であると判断した家庭に対して、保健師等が訪問し、養育に関する指導や助言・相談を行う事業です。

### 【事業内容】

低体重児訪問、母子保健訪問、養育支援 等

### 【量の見込みと確保方策】

	(単位)	平成 27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	人	581	581	581	581	581
確保方策		581	581	581	581	581

- 支援が必要であると判断した家庭すべてに対して訪問支援・援助を行っていきます。

### (13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 【事業概要】

---

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

事業実施に向けた検討を行います。

### (14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

#### 【事業概要】

---

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

事業実施に向けた検討を行います。

### 3. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進について

すべての子どもや子育て家庭を対象に、子どもと保護者が地域の中で安心して育つことができるよう支援をしていきます。特に乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることから、質の高い教育・保育の提供を始め、妊娠期からの継続的な支援（妊婦健康診査、乳児家庭訪問）、子育てに関する相談機関（利用者支援事業、子育て支援拠点施設）、安全・安心な環境で子どもを一時的に預かる事業（一時預かり、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター・放課後児童クラブ）の更なる充実を目指していきます。

また、今後以下の事業についても実施に向けて検討していきます。

#### 【認定こども園の普及について】

本市では認定こども園は整備されていませんが、保育園・幼稚園等のニーズを随時把握するとともに、保護者のニーズ等を勘案し、検討していきます。従って、具体的な設置数・整備数については本計画期間内では定めませんが、各事業者や関係部局等と協議を進め、実施方針について検討していきます。

#### 【幼稚園教諭と保育士の合同研修について】

乳幼児期の子どもの健やかな発達の保障をめざし、幼稚園教諭と保育士が相互に連携し、協働しながら地域の実情に応じた質の高い学校教育・保育を提供できるよう、資質の向上を目指した研修等の開催を検討していきます。

#### 【教育・保育施設、地域型保育事業所、小学校との連携について】

質の高い教育・保育を継続して提供するため、小学生と幼児との交流、保育士・幼稚園教諭と学校教諭との交流を図ります。また、発達支援を含めた途切れない支援の継続をめざし、子ども・子育て支援を行う者が連携し、必要な支援が提供できるよう、連携体制の確立を目指します。